

#### 4. 平成16年度の環境政策の企画立案に向けて

環境省における事後評価の目的は、省の政策全体の進捗状況を把握・評価し、新たな政策の企画立案及び既存政策の見直しに活用することです。このような観点から、環境省では網羅的な事後評価書とは別に、事後評価をもとに平成16年度の環境政策の企画立案及び施策の見直しをどのような方向で行うべきかをわかりやすい形で示すこととしました。

このため、環境政策の各分野のうち、国民のニーズや対応の緊急性、政策全般を効果的に実施するための必要性等の観点から、平成16年度に重点的に取り組むべき6つの分野を取り上げ、この6分野について、特に重点的に評価を行い、今後の取組の方向を明らかにすることとしました。

##### 平成16年度に取り組むべき重点分野

1：環境と経済の統合を目指した取組

2：地域からの環境問題への取組の支援

3：地球温暖化対策

4：循環型社会の構築に向けた廃棄物・リサイクル対策

5：環境汚染の防止、安全・安心な生活の確保

6：生物多様性の保全

#### (1) 重点的に取り組むべき分野を検討するにあたり留意すべき背景

わが国としては、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなるという好循環を生みだし、環境と経済が一体となって向上する社会、すなわち「環境と経済の統合」を目指す必要があります。

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(以下「基本方針2003」と略)では、経済活性化に「環境と経済の両立を図りつつ」取り組むとされているほか、化学技術に係る重点4分野の一つとして「環境」があげられている。
- 鈴木環境大臣が主催の「環境と経済活動に関する懇談会」は、環境と経済の統合のための施策の基本的方向性について報告を取りまとめ、6月27日に公表された。

今日の環境問題は、日常生活や地域社会の在り方と大きな関わりを有していることから、その解決のためには、個人、家庭、企業、NPO等各主体による、日常生活や地域社会における足元からの自発的な環境保全への取組を進めていくことが不可欠です。

このため、環境教育や民間による環境保全活動を重点的に推進することが必要です。

- 中央環境審議会において「環境保全活動の活性化対策について(中間報告)」が取りまとめられた。
- ヨハネスブルグサミットにおける「人への投資」を呼びかける小泉総理の提案、「持続可能な開発のための教育の10年」が国連で決議された。
- 現在、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案」が7月18日成立した。

京都議定書の発効を見据えて、更には平成17年から始まる第2ステップに向けて、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた政府全体としての更なる対策の実効が求められています。

また、現在京都議定書に加わっていない米国や削減義務が課されていない途上国もについて、今後どのように温室効果ガス削減の国際的な取組に加わるように働きかけていくかも大きな課題となっています。

これらの点を中心に重点的に取組を進める必要があります。

- 早ければ年内にもロシアが京都議定書批准の可能性がある。
- 「基本方針2003」重点4分野の一つである。

現在の大量生産・大量消費型の社会経済活動は、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量の逼迫、不法投棄の多発といった問題を発生させています。

その解決のためには、こうした社会の在り方を抜本的に改革し、天然資源の消費が抑制され環境への負荷の低減が図られた循環型社会を構築する必要があります。このため、「循環型社会形成基本計画」に基づき、廃棄物等の発生抑制と適正な循環利用及び処分を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

- 本年3月に策定した「循環型社会形成推進基本計画」においては、平成12年から22年までの10年間で資源生産性や循環利用率を概ね4割向上、最終処分量を概ね半減させるという数値目標を掲げ、それを達成するための国や各主体(関連する人や組織)の取組を定めたところである。
- 「基本方針2003」で重要4分野の一つとして明示されている。  
なお、同方針においては、「大規模施設整備が進められているごみ焼却施設については、稼働率やエネルギー利用等も考慮して、より効率的・効果的な整備に努める」「循環型社会の構築・地球環境問題への対応に当たっては、関係府省、研究機関等への重複支出を整理する」との記述がある。
- G8環境大臣会合において、わが国は国際的に循環型社会の形成に向けた先導的役割を果たすことを表明している。

現代の社会においては多種多様な化学物質が使われ、様々な汚染物質が環境中に放出されているが、その中には適切な管理が行われない場合には環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

このような化学物質等による環境汚染を防止し、生態系を保全するとともに、国民が安全で安心な生活を送れるようにすることは環境省として極めて重要な責務です。

- ここ数年の間に化学物質対策に係る制度整備が進化した。
- 大気汚染や水質汚濁に関しては改善傾向は見られるものの依然として環境基準を達成していない項目があることから、一層の対策の推進が求められている。

これまでも自然再生推進法に基づく自然再生への取組やカルタヘナ議定書国内担保法(遺伝子組換え生物等の使用等の規制などを行うもの)制定などの取組などを進めたが、移入種対策や国立公園の質の向上、里地里山の保全等更に取り組むべき課題が残されており、今後これらの取組を着実に進めていくことが必要です。

- 昨年策定した「新・生物多様性国家戦略」では、生物多様性の現状と問題点を、人間活動による生態系への直接的な悪影響(開発や乱獲等) 自然に対する人の働きかけの縮小による悪影響(里山の荒廃、耕作地放棄等) 近年顕在化してきた問題(移入種等)といった「3つの危機」として整理している。

その他 これまでの環境問題とは異なる、環境中に残存する旧日本軍の毒ガス由来の化学物質汚染について、その現状を的確に把握した上で、必要な管理施策を迅速かつ的確に進める必要があります。

- 旧日本軍による毒ガス弾によると見られる健康影響が発生する等の問題が顕在化している。
- 内閣官房の指示を受けて対応に当たるとともに、昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査に着手した。  
(「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物等への緊急対策について」閣議決定。)

(2) 重点分野毎の施策の現状、これまでの取組、主要課題及び施策の展開の方向

1: 環境と経済の統合を目指した取組

現状

今日の環境問題に対処するためには、これまでの規制を中心とした手法のみでは解決が困難であるため、経済的手法の活用や環境報告書・環境会計のガイドラインなど、事業者による自主的取組を推進していく施策が必要となります。

《企業活動における環境配慮の現状》

環境マネジメントシステムについては、代表的な規格であるISO14001\*の認証取得件数が年々着実に増加しており、平成15年5月には12,000件に達しています。また、環境報告書作成、環境会計導入企業も増加傾向にあります。

《環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の拡大》

環境ビジネスの市場規模、及び雇用規模は着実に増加しており、今後の拡大が期待されます。

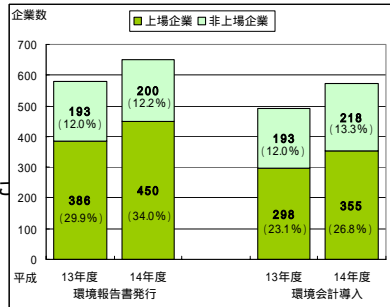
《グリーン購入の現況》

グリーン購入法の対象となる国、独立行政法人などの公的機関全てで環境物品等の調達を実施されています。また、地方公共団体のうち約38.7%がグリーン購入に関する取組を実施しています。事業者による環境物品等の調達の実施率は、上場企業において22.9%、非上場企業は17.8%と、前年度より着実に増加しています。

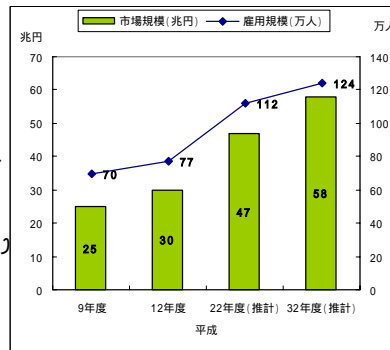
《環境技術の状況》

環境技術については、有用と思われても環境保全効果等の客観的な評価が行われていないため、普及が進まない技術も見られます。

環境報告書発行・環境会計導入企業数



環境ビジネスの市場規模・雇用規模



\*太字は、巻末に語句説明を掲載

平成16年度施策の方向

- 環境と経済の統合を目指したまちづくりなどを通じた、環境と経済の好循環を生み出す環境ビジネスの育成・振興
- 環境報告書の信頼性・比較可能性の向上を始めとして、積極的な環境経営が社会や市場の中で高く評価されるような条件整備など、企業の環境経営の促進、産業活動のグリーン化
- ナノテク等の先端技術など選択的・集中的な環境技術開発の促進及び先進的な環境技術の普及等

これまでの取組

《経済的手法の活用》

- 公害防止施設等に対する融資制度、税制優遇措置を整備・実施しました。平成15年度税制改正
  - ・ 低公害車の普及を図るための自動車税グリーン化等の延長及び拡充
  - ・ 環境研究・環境技術開発の試験研究費の一部税額控除制度等新設
  - ・ エネルギー対策に充てられる石油税(現在の石油石炭税)等の特定財源に関する歳出のグリーン化

《事業者の自主的取組の支援》

- 環境報告書や環境会計といった事業者の自主的取組の支援ツールとして、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン-2002年度版-」「環境保全コスト分類の手引き2003年版」等を作成しました。また、中小事業者等の幅広い事業者を主な対象とした環境活動評価プログラム(エコアクション21)について内容の見直し・認証制度について検討をし、報告書を取りまとめました。
- 環境報告書の第三者認証について検討を行い、報告書を取りまとめました。

《グリーン購入の促進》

- 「グリーン購入に関する基本方針」に定めた特定調達品目が拡大され、公的機関による環境物品等の対象製品が増えました。また、説明会の開催を通じて、取組機関数が大幅に拡大しました。

《環境ビジネスの振興》

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(平成14年6月25日閣議決定)において、「30のアクションプログラム」の1つとして環境産業の活性化が位置付けられました。そして、平成14年12月に取りまとめられた「環境・エネルギー産業発掘戦略」では、技術のグリーン化、産業のグリーン化、市場のグリーン化について、戦略目標や具体的行動計画が示されました。
- 「環境ビジネス研究会」では、環境ビジネスの振興策等について取りまとめたほか、「環境と経済活動に関する懇談会」報告を踏まえ、環境と経済の統合に向けた将来ビジョンの作成と具体的施策の検討を行いました。
- エコタウン事業、循環型社会形成モデル事業等、地方自治体の取組を支援しました。
- 金融機関のグリーン化に関する調査研究を実施しました。

《環境技術の客観的評価》

- 環境技術実証モデル事業を平成15年度より導入し、客観的な技術評価を実施します。

主要課題

- 個人、企業等各主体が環境行動をとるようになる「意識の革新」が必要です。(消費者の環境行動の促進、企業の環境行動の促進、消費者と企業の情報受発信や相互交流の強化)
- ISO14001の認証取得を始めとした環境行動が社会や市場での評価や経済的な利益につながるような「社会経済システムの革新」が必要です。また、ISO14001の認証取得が困難な中小企業に対しては、より簡易な「エコアクション21」の普及を推進する必要があります。
- 地域発で環境と経済の好循環を創出していくことが必要です。このため、地域の特色を活かした環境ビジネスを中心とする雇用の確保や地域の活性化などの検討が必要です。
- 世界に先んじた「技術の革新」につながる基礎研究等への取組、ナノテク等を活用した技術開発の強化、自然・都市再生などを狙いとした技術の推進、先進的・環境技術の環境保全効果等の第三者による客観的な実証、優秀な若手研究者・技術者の支援が必要です。また、地域産官学等の連携・交流の推進が必要です。
- 環境保全に必要な施策が講じられるよう、環境保全経費の見積り方針の調整を効果的に活用していくことが必要です。

## 2：地域からの環境問題への取組の支援

### 現状

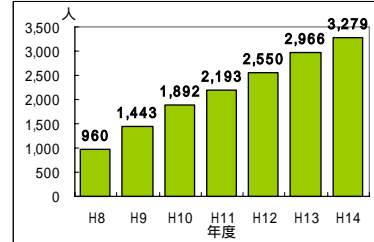
#### 《地域における環境問題への参画主体の拡大》

地域における環境問題への参画主体、数、範囲が、それぞれ拡大しています

#### 《事業者・市民・NGOへの環境コンサルティング》

環境省では、環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言などを行う人材として、**環境カウンセラー**の登録を行っています。審査を経て登録された環境カウンセラーの数は、毎年、着実に増加しています。平成14年度は延べ381名が新規登録し、14年度末の延べ登録数は3,279名となりました。

環境カウンセラー登録者数



#### 《小中学生の環境教育》

環境省が小中学生の環境活動を支援する取組の一つである**子どもエコクラブ**の数は約4,000にとどまっていますが（平成14年度）、クラブ当たりの会員数の増加に伴い、総会員数は前年度を約2,500名上回る77,500名の登録となり増加の一途を辿っています。



#### 《社会貢献への意識の向上》

内閣府の「社会意識に関する世論調査」（平成14年12月）によると、社会に貢献したいという人の割合が、昭和52年には45%であったものが平成14年では59%となっています。

#### 《地域社会における環境保全活動》

NPO法人（特定非営利活動法人）として環境保全活動に取り組む人・組織の数は年々増加しています。また、「環境にやさしいライフスタイル実態調査」（14年環境省調査）によると、環境保護団体（環境NGO）や地域の自治体の環境保全活動に関する活動に参加したり、接したりしたことのある人は2割に及んでいます。

#### 《事業者等の環境保全活動》

事業者や事業者団体、生協、農協等の団体においても、ステークホルダー（利害関係者）との関係や社会的責任を果たす観点からなど、環境保全活動に積極的に取り組もうとする例が増加しています。

### 平成16年度施策の方向

- 環境カウンセラーの一層の活用など環境教育の推進、環境保全を担う人材育成の推進
- 地方における活動支援拠点の整備など、民間環境保全活動の基盤づくり、パートナーシップの促進
- 環境と経済の統合を目指したまちづくりの促進 等

### これまでの取組

#### 《環境カウンセラー制度の拡充》

- 平成14年度までに、環境カウンセラー3,279名（事業者部門1,994名、市民部門1,285名）の登録、研修を実施しました。
- 「環境カウンセラー登録制度に係る検討会」を設置し、環境カウンセラー制度の推進の具体的方策について検討しました。

#### 《環境教育・環境学習等の推進》

- 平成11年度から毎年、廃棄物、水質、大気といったテーマに沿った環境学習プログラムを全国の自治体や学校等へ提供しています。14年度のプログラムのテーマは「都市環境」でした。
- こどもエコクラブ事業を地方公共団体と連携して実施しており、14年度には約4,000のクラブ、約77,500人の小中学生に対して、環境に関する分かりやすい情報を提供しました。
- 文部科学省と連携して、国立公園などで子どもたちが環境保全活動や自然体験活動を行う**子どもパークレンジャー事業**を実施しています。
- 国立公園において、環境学習に資するフィールドの整備や自然環境の保全、並びに環境学習のプログラムを推進しています。また、地方公共団体においては、身近な自然とふれあう場として環境ふれあい公園の整備などに取り組んできました。
- 行政・企業・NPO等の各主体連携の地域における環境学習システム構築のためのモデル事業を、14年度には7地方公共団体で実施しました。

#### 《各主体のパートナーシップ推進》

- 地球環境パートナーシッププラザ/環境パートナーシップオフィスを平成8年に開設して以来、各主体のパートナーシップ促進のために、NGO支援や環境に関する情報の提供に力を注いできました。

#### 《地域環境総合計画の策定補助》

- 地方公共団体の環境保全施策の総合的体系となる地域環境総合計画の策定を補助しました。14年度までにすべての都道府県・政令指定都市と500市町村（全市町村の15%）において計画が策定されています。また、地方公共団体の環境行政を情報面から支援するため、全国の地方公共団体の環境関連情報を、インターネットにより提供するシステム（知恵の環）を運用しています。

#### 《環境保全活動を目的とする民間団体の支援》

- 環境保全活動を目的とする民間団体を支援しており、地球環境基金を通じて、14年度には227の民間団体に総額8億400万円の活動費助成を行いました。

### 主要課題

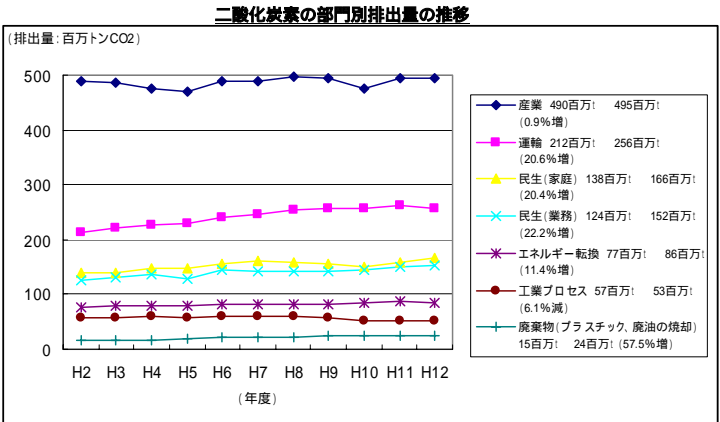
- 次世代を担う子供たちへの環境教育・環境学習について、教材にも工夫をこらしつつ更なる推進を図ることが必要です。環境教育・環境学習の担い手となる人材育成が必要で。
- 活動実績の把握や活動の場・機会の拡大等の環境カウンセラー制度の一層の活用のための方策の具体化が必要で。
- 国連総会において「国連持続可能な開発のための教育の10年」が決議されたことを受けて、ユネスコが中心となって現在策定中の国際実施計画を踏まえた措置を事業に盛り込むことが必要で。その際、アメリカに対しても取組を強く促す必要があります。
- 国民、NPO、企業、行政等各主体間のパートナーシップ形成を促進するために、情報の収集・提供機能、民間団体等の交流や研修の場としての機能を有する拠点の整備が必要で。
- まちづくりなど、地域全体としてより良い環境を創っていかうという取組を支援する必要があります。
- ヒートアイランド対策大綱を取りまとめ、関係省庁と一体となって都市環境の改善を推進することが必要で。

### 3：地球温暖化対策

#### 現状

**【地球温暖化により懸念される影響】**  
**気候変動に関する政府間パネル(IPCC)**第3次評価報告書によると、1990年から2100年までの全球平均地上気温の上昇は、1.4～5.8になると予測されています。こうした地球温暖化による影響として、海面の上昇、温暖化による経済的損失、気候の変化による食糧供給への影響、生態系への影響、人間の健康への影響等が予測されています。「地球温暖化の日本への影響2001」(平成13年3月)によれば、わが国では、今後100年間に南日本で4、北日本で5も気温が上昇すると予測されています。

**【わが国における温室効果ガス排出状況】**  
 わが国の平成12年度における**温室効果ガス**の総排出量は、13億3,200万トン(二酸化炭素換算)で、京都議定書の規定による基準年(原則として平成2年)の総排出量(12億3,300万トン)と比べ、8.0%増加しています(前年比でも0.2%の増加)。従って、**京都議定書の6%削減約束**を達成するためには、基準年比14%の削減が必要です。  
 二酸化炭素総排出量を部門別にみると、平成2年度比で産業部門(工業プロセスを除く)では0.9%増加、運輸部門で20.6%、民生(家庭)部門で20.4%増加となっており、特に運輸、民生部門が著しく増加しています。この要因としては、個々の自動車の燃費は改善している一方、消費者の嗜好の変化により、乗用車は大型化(重量化)していること、1世帯当たりのエネルギー消費量が増加していることが考えられます。



#### 平成16年度施策の方向

- 第2ステップに向けた京都議定書の6%削減約束達成のための取組の評価と更なる取組の強化
- 石油特別会計予算を活用したエネルギー起源CO<sub>2</sub>対策事業の拡充  
(温暖化対策ビジネスの推進、バイオマスエタノール、燃料電池、太陽光発電や小型風力発電の普及、ライフスタイルの変革に向けた国民運動の展開等)
- 米国や途上国との政策対話の強化を含む国際的な地球温暖化対策の推進
- 温暖化対策税の検討等

#### これまでの取組

- 【京都議定書における排出削減目標達成に向けた取組】**
- 平成4年に大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極的な目標とした**気候変動枠組条約**が採択されました。さらに9年に京都で開催された第3回締約国会議において京都議定書が採択され、先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数量化された削減目標が設定されました。わが国は14年6月、同議定書に批准し、20年(2008年)から24年(2012年)の第1約束期間における温室効果ガスの総排出量を、基準のレベルから6%削減することを約束しています。
  - 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、**地球温暖化対策に関する基本方針**並びに**地球温暖化対策推進大綱**(14年3月策定)に沿って、各種施策に取り組みました。
  - 地球温暖化防止に向けた各種普及啓発を行いました。
    - ・ 各界のオピニオンリーダーからなる「環の国くらし会議」の開催
    - ・ 「私の環のくらしハンドブック」、「温暖化防止のための環境学習DVD教材」の作成・配付
    - ・ 温暖化対策製品の普及を目的とした「環のくらしフォーラム」の開催
    - ・ 「電球型蛍光灯の普及に向けたアクションプラン」の作成
  - 地球温暖化対策を地域において推進していくため、温暖化診断を5地域協議会(1,279世帯)、ITエコドライブを5地域協議会(111台)でモデル事業として実施しました。
  - 冷媒用フロン回収・破壊を義務づけるフロン回収破壊法が施行されました。(業務用冷凍空調機器(14年4月)、カーエアコン(14年10月))
  - 民間事業者などによる**京都メカニズム**活用を支援するために、国内体制の整備、**CDM/JI**事業の実現可能性調査、及び三重県と共同で排出量取引シミュレーションを実施しました。
  - 地球温暖化対策の実効性を確保するため、米国や途上国を含むすべての国が参加する共通のルールが構築されるよう最大限の努力を傾けました。また、インターネット等を通じて、途上国に対する温暖化関連情報の提供やアジア太平洋地域セミナーの開催などにより、途上国との連携を強化する取組を実施しました。
  - 温暖化対策税の具体案を示すためのワーキンググループを設置し、検討しました。
  - 石油特別会計における「歳出のグリーン化」をより一層強力に推進することとし、石油特別会計の所管大臣として、これまでの経済産業大臣に加えて、環境大臣も共管大臣として位置付けられました。これによって、環境省が行う施策も本会計で予算措置ができるようになりました。



#### 主要課題

- 地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた施策の着実な実施。京都議定書の6%削減約束の達成には、基準年総排出量の14%分の削減が必要です。増加が続いている運輸・民生部門を中心に、再生可能エネルギーの普及促進を含めなお一層の取組が必要です。
- 米国や途上国を含む全ての国が参加する共通のルール構築に向けた取組が必要です。
- 第2ステップ(平成17～19年)に向けて対策の評価・必要な追加的対策の導入が必要です。
- 温暖化対策税については、第2ステップに向けての評価・見直しの結果、京都議定書の6%削減約束達成のために必要とされた場合に備え、具体的な案を示すとともに、更に検討を進め、国民や関係方面の理解が得られるよう努力していく必要があります。

## 4：循環型社会構築に向けた廃棄物・リサイクル対策

### 現状

#### 《一般廃棄物の発生・処理状況》

一般廃棄物（家庭ごみ、オフィス・レストラン等からの事業系ごみ）の排出量は、平成元年以降、毎年約 5,000 万トンでほぼ横ばい傾向が続いています。平成 12 年度におけるごみの総排出量は、5,236 万トンとなり、東京ドーム 141 個分に相当します。また、1 人 1 日あたりのごみ排出量に換算すると、1,132 キログラムになります。

12 年度における一般廃棄物の再生利用量は、14% で前年度より増加しており、最終処分量についても 1,050 万トンと順調に削減されています。

#### 《産業廃棄物の発生・処理状況》

産業廃棄物の総排出量は年間約 4 億トンで、横ばい傾向にあります。そのうち、再生利用量は 45% と前年度より増加しており、最終処分量についても 4,500 万トンと順調に減少しています。また、産業廃棄物の不法投棄の状況については、ここ数年は 40 万トン前後で推移していましたが、13 年度は約 24 万トンと大幅に減少しました。一方、投棄件数は 1,150 件と増加しています。

#### 《最終処分場の残余年数》

最終処分場の逼迫は特に産業廃棄物において厳しい状況にあります。12 年末時点で残余年数が 3.9 年となっており、特に首都圏では 1.2 年と特に厳しい状況となっています。

#### 《ダイオキシン類の排出の現状》

13 年度における廃棄物焼却施設から排出されたダイオキシン類の排出量は、一般廃棄物焼却施設で 9 年度比 84% 減、産業廃棄物焼却施設で 9 年度比 64% 減と年々減少しています。

#### 《リサイクルの現状》

容器包装リサイクル法に基づく分別収集総量は、9 年度の約 125 万トンから 13 年度には約 230 万トン、14 年度は 4 月から 12 月までの実績で約 186 万トン（15 年 3 月までの 14 年度では推計約 260 万トン）と増加傾向にあります。また、家電リサイクル法に基づき、14 年度には約 1,010 万台の廃家電が家電リサイクルプラント（現在 40 カ所）でリサイクル処理されました。

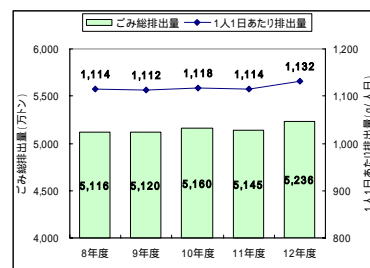
#### 《PCB 廃棄物処理の現状》

PCB 廃棄物の処理については、これまで民間団体が中心となって処理施設建設の努力がなされてきましたが、地元の理解が得られないなどの理由で、処理体制の構築ができず、約 30 年間の長期にわたり PCB 廃棄物の保管が続いています。

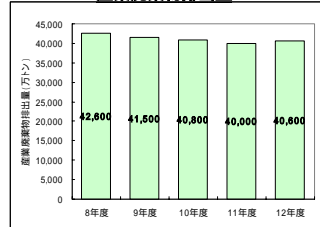
#### 《汚水処理施設整備の状況》

汚水処理施設整備率（下水道、浄化槽、農業集落排水処理施設等を含む）。73.7% のうち、浄化槽による汚水処理施設整備率は、13 年度末に 7.6% となり、前年度より上昇しました。

一般廃棄物排出量



産業廃棄物排出量



### これまでの取組

#### 《循環型社会システムの構築》

- 具体的な数値目標（資源生産性、循環利用率、最終処分量）などを示した循環型社会形成推進基本計画を、法律上の期限を半年以上前倒して 15 年 3 月に策定し、循環型社会の形成に向けての今後の取組の方向性を提示しました。
- 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの個別リサイクル法に基づき、概ね順調にリサイクルが進められています。また、14 年 7 月に、新たに自動車リサイクル法が成立しました。
- 排出事業者の処理責任の徹底、産業廃棄物の処理基準の設定、事業者等の違法行為に対する厳格な対応等により、排出抑制、再生利用の促進、最終処分量の削減とも、前年度と比べ進展しています。更に、不法投棄の未然防止等とリサイクルの推進を図るための廃棄物処理法一部改正が 15 年 6 月に成立しました。
- 廃棄物等の適正な輸出入及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保のため、違法な輸出入を防止しています。

#### 《循環型社会形成のための社会資本整備》

- ダイオキシン本格規制に対応したごみ焼却施設の整備を行うとともに、污泥再生処理センター、リサイクルプラザ等の廃棄物処理・リサイクル施設を整備してきました。
- エコタウンプランに基づいて民間業者が行う先進的・先駆的なリサイクル施設に支援を行いました。
- 健全な水循環に資するため、地域の特性にあった浄化槽の整備を進めています。

#### 《負の遺産の解消》

- 不法投棄等の産業廃棄物の不適正処理の防止については、都道府県等の行政処分及び監視体制を強化し、都道府県等が代執行として行う原状回復措置について現行の基金制度による支援を実施しました。また、過去の不法投棄等に対する原状回復措置について新たな枠組みで支援を行うため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法が 15 年 6 月に成立しました。
- PCB 廃棄物の処理については、北九州、東京、豊田、大阪、北海道において処理施設の立地が具体化しました。

### 主要課題

- 循環型社会形成推進基本計画で示した物質フロー会計（数値目標）に関する国際共同研究の推進が必要です。
- 不適正処理の防止については、環境省の地方組織を充実・活用しつつ、今般の廃棄物処理法改正により盛り込まれた広域の見地からの調整等を効果的に実施するとともに、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の電子化の普及の促進、優良な処理業者の育成等、廃棄物の適正管理方を強化することが重要です。過去に不適正処分された産業廃棄物については、支障の除去を計画的かつ着実に推進することが必要です。
- 循環型社会構築のために必要とされる 3 R の取組や廃棄物処理・リサイクル施設の整備及び技術開発について、重点的・計画的に施策を充実していくことが必要です。
- 廃炉解体の円滑化と施設整備の効率的実施のための支援の在り方の検討が必要です。
- 地域の特性にあった汚水処理施設整備のため、市町村主体で実施する浄化槽市町村整備推進事業の一層の拡充・推進が効果的です。なお、浄化槽の普及についてのさらなる PR も必要です。
- 拠点の処理施設の整備を始めとする PCB 廃棄物処理の推進が必要です。

### 平成 16 年度施策の方向

- 地方組織の充実・活用、電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）の普及拡大、優良な処理業者の育成等による産業廃棄物不適正処理対策の強化。過去に不適正処分された産業廃棄物の支障の除去の計画的実施
- リサイクル施設、最終処分場、PCB 廃棄物処理施設など廃棄物処理・リサイクル施設の効果的整備
- 浄化槽市町村整備推進事業の促進 等

## 5：環境汚染の防止、安全・安心な生活の確保

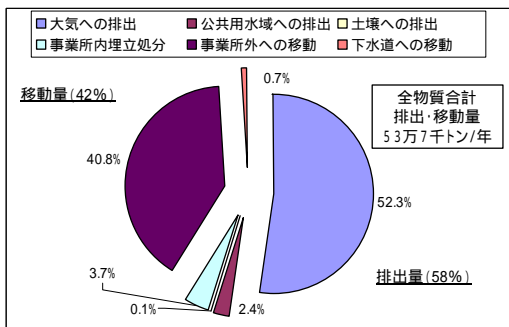
### 現状

#### 《化学物質の排出・移動量の現状》

現代の社会においては、物の生産などに多種多様な化学物質が利用され、推計で国内において5万種以上の化学物質が流通しています。わが国では、化学物質審査規制法に基づいて、年間300物質程度の新規の化学物質が届出されています。

また、PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）の対象化学物質354種類について、事業者から届出のあった平成13年度の環境への排出量は約31万4千トン、廃棄物に含まれての事業所外への移動量は約22万3千トンで、合計で約53万7千トンでした。

届出排出量・移動量の排出先・移動先別の内訳（平成13年度）



#### 《ダイオキシン類の排出量の現状》

ダイオキシン類の年間排出量は、13年は1,740～1,760g-TEQ（毒性等量＝濃度）で、平成9年からの4年間で77%削減されました。

#### 《大気・水環境の現状》

大気環境は、総じて改善傾向にあります。但し、大都市地域を中心に、自動車排出ガスを主因とする二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気汚染状況は依然として厳しい状況にあります。水環境は、健康項目についての環境基準はほぼ達成されていますが、生活環境項目は、湖沼、内湾等閉鎖性水域において依然として低い状況にあります。地下水については、硝酸性窒素などによる環境基準の超過率が高くなっています。

#### 《土壌汚染の現状》

土壌汚染は、近年、工場跡地や研究機関跡地の再開発・売却事例の増加、環境管理の一環として自主的な汚染調査を行う事業者の増加、及び自治体における地下水の常時監視の体制整備に伴い、土壌汚染の判明件数が急激に増加しています。

### これまでの取組

#### 《化学物質対策の推進》

- 新たに製造、輸入される化学物質については、化学物質審査規制法により事前審査を行っています。そのうち人の健康に対する有害性が認められた物質については、その有害性の程度に応じて、製造、輸入、使用に係る規制を実施しました。また、同法の改正により、化学物質の動植物への影響に着目した審査・規制制度を導入しました。
- 環境中の化学物質の残留状況について化学物質環境汚染実態調査を実施するとともに、「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」に基づき、内分泌かく乱作用の疑いのある化学物質についての評価等を実施しました。
- 14年度より事業者(3万5,000事業所)からの排出量等の届出の受付を開始し、また届出対象外の排出源からの排出量の推計を行い、第1回の集計結果(13年度PRTRデータ)を15年3月に公表しました。
- 化学物質アドバイザーの育成・登録派遣を開始するとともに、市民、産業及び行政の代表からなる「化学物質と環境円卓会議」を開催するなど、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進しています。
- POPs条約へ加入し、国内実施計画の策定を開始しました。
- 規制の強化、廃棄物焼却炉対策などダイオキシン類対策は有効に機能しています。
- 農業については、作物残留及び水質汚濁に係る登録保留基準の設定するとともに、14年度は水産動植物に係る登録保留基準の改定、農業取締法改正を受け農業使用者が遵守すべき基準の設定等を実施した。

#### 《大気・水環境保全のための取組》

- 大気、水、土壌などの環境汚染に対する環境基準の設定や排出規制等の対策の実施、汚染の状況の監視を行いました。
- 自動車排出ガス対策としては、自動車NOx・PM法を制定し、環境基準の達成が困難な大都市域における対策を強化したほか、平成17年より自動車単体の排出ガス規制を強化することとした。「低公害車アクションプラン」(13年7月)に基づき、圧縮天然ガス(CNG)車など実用段階にある低公害車を平成22年度までのできるだけ早い時期に1,000万台以上普及させることを目指しています。また、健康への影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)やディーゼル排気微粒子(DEP)について、諸調査を実施しました。

#### 《土壌汚染対策の推進》

- 市街地等の土壌汚染対策については、土壌汚染対策法が15年2月に施行され、法の円滑な施行に向けた分析方法等の告示、指定調査機関の指定等体制整備を行いました。

### 主要課題

- 動植物影響にも着目した化学物質審査・規制、既存化学物質の安全性点検の推進、PRTR制度の円滑な運用、リスクコミュニケーションの推進、内分泌かく乱化学物質問題への対応、POPs等に係る国際協調による取組など、化学物質対策の一層の推進が必要です。
- 二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、「22年度までに環境基準をおおむね達成すること」等の目標達成に向けて、自動車排出ガス対策を含む各般の対策の総合的推進が必要です。また、「自動車NOx・PM法」の適切・円滑な実施のため、事業者に対する支援措置が重要です。
- 健全な水循環の確保に向けた具体的な対策の推進、土壌環境対策制度の円滑な運用が必要です。

### 平成16年度施策の方向

- 改正化学物質審査規制法に基づく動植物への影響に着目した審査・規制の実施やリスクコミュニケーションなど化学物質対策の推進
- 使用過程車の排出ガス低減対策、低公害車の普及促進など、環境基準達成に向けた自動車排出ガス対策の一層の推進
- 健全な水循環の確保に向けた取組の推進 等

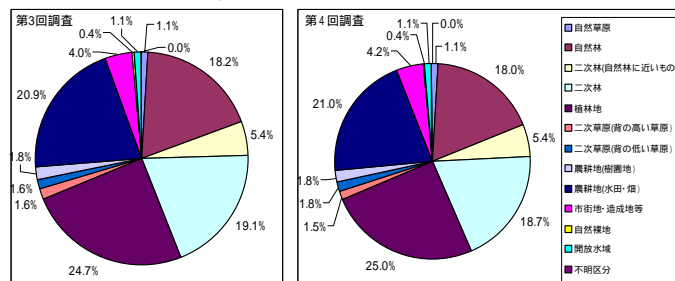
## 6：生物多様性の保全

### 現状

#### 《わが国の自然環境の現状》

わが国の自然環境は、第4回自然環境保全調査（平成2～4年度）によると、第3回調査（昭和58～61年度）との比較から、自然林、二次林が減少し、植林地、市街地、造成地等が増加傾向にあります。また、湖岸、海岸では、自然湖岸や海岸が減少し、人工湖岸や海岸が増加しています。くわえて、藻場や干潟も減少傾向にあります。

#### 全国の植生の植生 自然度別に見た出現頻度



#### 《わが国の野生生物種の現状》

わが国は、亜熱帯から亜寒帯にわたる気候帯や起伏に富み標高差のある国土といった自然環境を有し、動物は脊椎動物約1,400種、無脊椎動物約35,000種、植物は維管束植物約7,000種など多様な生物種の生息が可能となっています。

#### 《わが国の生物多様性の危機》

しかしながら、わが国では現在多くの種が存続を脅かされ、これらの種の絶滅を防ぐことが喫緊の課題となっています。絶滅のおそれのある野生生物の種を取りまとめたレッドリストでは、哺乳類、両生類、汽水・淡水魚類、維管束植物の2割強、爬虫類の2割弱、鳥類の1割強にあたる2,663種が絶滅の恐れのある種として分類されています。

#### 《里地里山の現状》

里地里山は、生物多様性保全上で重要な役割を担っていますが、近年の過疎化等による管理放棄、都市近郊での宅地、道路等の開発行為による土地利用転換などにより、里地里山の消失や質の低下が顕在化しています。

#### 《生物種の移入による在来種への影響》

国外あるいは地域外からの生物種の移入は、他の種を補食することや生息場所を奪うことにより在来種を圧迫し、在来の近縁種と交雑することによって生態系をかく乱し、生物多様性の減少をもたらすことが懸念されています。

### 平成16年度施策の方向

- 移入種による生物多様性への悪影響を予防・軽減するための措置など移入種対策に関する制度の確立
- 国立公園の質の一層の向上、自然体験学習の推進
- 里地里山の保全・再生の推進 等

### これまでの取組

#### 《生物多様性の保全のための取組》

- **新・生物多様性国家戦略**（14年3月全面改定）が示す種の絶滅、湿地の減少、移入種問題などへの対応としての「保全の強化」、保全に加えて失われた自然をより積極的に再生、修復していく「自然再生」の提案、里地里山など多義的な空間における「持続可能な利用」の大きな3つの柱に基づき、国内希少野生動植物種の指定、生息地等保護区の指定、自然公園法の改正、保護地域の指定・管理等の施策を実施しました。
- 国立公園としては28か所、国土の5.45%が指定され、国立公園・都道府県立自然公園とあわせると国土の約14%が自然公園として指定されています。
- 国内希少野生動植物種の生息地等保護区として7地区が指定されています。
- 自然公園の適正な保護及び利用の増進を図るための公園計画については、概ね5年ごとに見直すこととしており、平成14年度は7地域の国立公園について公園区域及び公園計画の見直し、国立公園についても3地域の公園区域及び公園計画の見直しを行いました。
- 移入種問題に関する専門家による検討会を設置し14年8月に「移入種(外来種)の対応方針」を取りまとめ、さらに具体的な対策の検討を進めるため、15年1月に中央環境審議会へ諮問しました。

#### 《自然環境に係る調査研究の推進》

- 第6回自然環境保全基礎調査として、植生、動植物分布、浅海域データ等の蓄積を実施しました。
- 全国に1,000箇所の定点を設定して、生態系に係る長期的なモニタリングを展開するモニタリングサイト1,000（15年度から実施）の実施内容を検討しました。また、重要湿地500について、その保全の検討を進めるとともに、インターネット自然研究所に重要湿地に関する情報を掲載し、普及啓発活動を行いました。

#### 《自然再生事業の推進》

- 関係各省の連携と専門家、地元自治体、NPO、地域住民の参加のもと、過去に失われた自然環境の再生に着手しました。釧路湿原における蛇行河川の復元、湿地の再生、集水域の広葉樹林の復元や、埼玉県くぬぎ山における里山の再生が具体的取組としてあげられます。
- 自然再生について基本理念を定め、自然再生推進の具体的な手順を示した**自然再生推進法**が成立、施行されました。自然再生基本方針を策定するなど同法の運用のための体制を整備しています。

#### 《国際的な取組に対する対応》

- 遺伝子組換え生物については、遺伝子組換え生物の輸出入に関する国際的な枠組みを定めた**カルタヘナ議定書**が採択され、この議定書に対応する国内担保法の整備を行い、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性確保に関する法律案を国会に提出し、15年6月に成立しました。
- **ワシントン条約**等の適切な履行など、自然環境保全分野での国際協力を推進しています。

### 主要課題

- 移入種対策の制度化に向けた取組の検討が必要です。
- 国立公園が観光立国政策を支える柱の一つであることを踏まえ、自然保護対策の充実やエコツーリズムの推進を図るのみならず、温暖化対策、廃棄物対策等の環境対策を総合的・重点的に講ずることが必要です。
- 都市近郊などを含めた里地里山の保全と持続可能な利用に関して、関係省庁・機関・団体等の各主体の連携による取組を促進することが必要です。
- 自然再生の更なる推進が必要です。
- 都市住民にも親しみやすいような身近な生物の生息空間（ピオトープ）の整備による自然と共生した生活環境の形成・充実が必要です。
- 自然体験学習の推進が必要です。



## その他

### 現状

- 自然界には存在しない有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)による環境汚染による健康影響が生じるなど、旧軍の毒ガスに起因すると見られる問題が顕在化しています。

### これまでの取組

- 旧軍毒ガス問題については、茨城県神栖町において健康影響に係る緊急措置や原因究明調査等を実施するとともに、昭和48年の「旧軍毒ガス弾全国調査」のフォローアップ調査に着手しました。

### 主要課題

- 茨城県神栖町の緊急措置事業及び原因究明などの着実な実施が必要です。
- 未然防止の観点から、徹底した全国調査の実施及び法的措置も含めた幅広い方策の検討が必要です。

### 平成16年度施策の方向

- 茨城県神栖町の緊急措置事業や旧軍毒ガス問題に関する調査など、旧軍毒ガス問題への対応

## 1：環境と経済の統合を目指した取組

### ISO14001

ISO(国際標準化機構)による環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際規格で、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれています。

### 環境活動評価プログラム(エコアクション21)

中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ことができる、環境マネジメントの簡易な方法を提供する目的で策定されたプログラムです。このプログラムに参加することにより、中小事業者でも、簡易な方法により環境保全への取組が展開でき、かつその結果を「環境行動計画」として取りまとめ、公表できるように工夫されています。ISO14031(環境パフォーマンス評価の国際規格)との整合性も図られています。

### エコタウン事業

エコタウン事業は、「ゼロ・エミッション構想」(ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを旨とする構想)を地域の基本構想として位置づけ、同時に地域振興の基軸として推進することにより、先進的な環境調和型まちづくりを進めるために平成9年度に創設された制度。

## 2：地域からの環境問題への取組の支援

### 環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験をもとに市民・事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材。

### 子どもエコクラブ事業

環境省が、地方公共団体との連携の下、全国の小中学生を対象に自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブの設立を呼び掛け、クラブの子どもたちが地域の中で楽しみながら学習・活動ができるようプログラムや情報の提供等を行っている事業。

### 子どもパークレンジャー事業

子どもたちが、全国各地の国立公園等において自然保護官(レンジャー)の行う環境保全活動や利用指導に参加することにより、自然保護や環境保全の大切さを学ぶ事業。

### 地球環境パートナーシッププラザ

環境省が国連大学と共同で運営する機関で、NPO、企業、行政機関の対等で互いを尊重したパートナーシップの促進のために設立された。社会を構成する各主体の活動やパートナーシップについての情報収集・提供のほか、NPO活動支援やパートナーシップ促進のための調査・研究、提言活動も行

っている。

## 3：地球温暖化対策

### IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)

気候変動に関する政府間パネル。地球温暖化問題について科学的な評価を行う公式の場としてUNEP(国連環境計画)とWMO(世界気象機関)の共催により1988年11月に設置され、各国の科学者・専門家の検討により科学的、技術的知見を提供している。

### 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の6物質が温室効果ガスの削減対象とされている。

### 気候変動枠組条約

地球温暖化防止に対する取組を国際的に協調して行っていくため、1992年(平成4年)5月に採択され、1994年(平成6年)3月21日に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

### 京都議定書

1997年(平成9年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択されたもので、先進各国等の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の仕組みが合意された。

### 地球温暖化対策に関する基本方針

国、地方公共団体、事業者及び国民といった各主体が講ずべき措置に関する基本的事項等を定めたもの。

### 地球温暖化推進大綱

平成9年12月の京都議定書の採択を受けて、内閣に設置された地球温暖化対策推進本部(本部長:内閣総理大臣)が平成10年6月に決定。平成14年3月に改訂され、京都議定書の6%削減約束を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにし、100種類を超える個々の対策・施策のパッケージをとりまとめた。

### 京都メカニズム(JI・CDM・排出量取引)

京都議定書で、国際的に協調して排出目標を達成するために導入された措置で、共同実施(JI: Joint Implementation)、クリーン開発メカニズム(CDM: Clean Development Mechanism)、排出量取引(Emissions Trading)の3つをいう。共同実施は、排出削減義務のある先進国が他

の先進国において排出削減事業を行い、事業により生じた排出削減枠を事業のホスト国から投資国に移転させる制度。クリーン開発メカニズムは、排出削減義務のある先進国が、義務のない途上国で排出削減事業を実施し、事業により生じた排出削減枠を先進国が獲得できる制度。国際排出量取引は、排出枠の売買を認める制度。

### CDM/JI 京都メカニズム参照

## 4：循環型社会構築に向けた廃棄物リサイクル対策

### PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油や又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第2条)。

## 5：環境汚染の防止、安全・安心な生活の確保

### 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊じん、エアロゾルなど)のうち粒径が10μm(マイクロメートル)(μm=1,000分の1mm)以下のものをいう。

### 健康項目

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として定められた環境項目で、公共用水域の水質汚濁に係るものと地下水の水質汚濁に係る環境基準がある。

### 生活環境項目

水質汚濁防止法施行令に基づく生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準が定められた環境項目で、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定めている。

### 「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」

環境省(当時環境庁)における研究班の調査結果及び外国の研究者の招聘、OECDへのわが国研究者派遣等を通じて、外因性内分泌かく乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)問題についての環境省の基本的考え方と今後の具体的な対応方針を取りまとめたもの。対応方針を定めるにあたって判断根拠とした科学的知見の概要も収録されている。

### POPs条約

POPsとは、環境中で分解されにくく、生物の体内に蓄積されやすく毒性を有するといった性質を持つPCB、DDT、ダイオキシン等の残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants)のことで、一部の国々の取組のみでは地球環境汚染の防止には不十分であり、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う必要性から、2001年5月、採択された。対象物質の製造、使用の原則禁止及び原則制限、POPsを含む廃棄物の適正管理・処理等の内容が盛り込まれている。

### 自動車NOx・PM法

同法は、大都市地域の深刻な大気汚染を背景として、指定された対策地域において、窒素酸化物(NOx)と粒子状物質(PM)について、大気環境基準を平成22年までに概ね達成することを目標に、平成13年に成立した(NOxに関しては平成4年成立の自動車NOx法の改正)。同法律では、一定の自動車(トラック・バス及びディーゼル乗用車)に関してよりNOxやPMの排出の少ない車を使うよう「車種規制」が盛り込まれており、これにより大都市地域で所有し、使用できる車が制限されることになった。

### ディーゼル排気粒子(DEP)

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質のことで、発がん性のおそれなど人の健康への悪影響が懸念されている。

## 6：生物多様性の保全

### 新・生物多様性国家戦略

私たちの子孫の代になっても、生物多様性の恵みを受け取ることが出来るように、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と国のとるべき施策の方向を定めたもの。平成7年に生物多様性国家戦略が策定された後、地球環境保全に関する関係閣僚会議において14年3月に見直され、「新・生物多様性国家戦略」の決定に至った。

### カルタヘナ議定書

遺伝子組換え生物の利用等による生物多様性への影響を防止するために、輸出入に関する国際的な枠組みを定めた議定書。「生物多様性に関する条約」に基づく議定書として、2000年(平成12年)1月に採択されているが、締約国が50カ国に達した後90日で発効することになっている(平成15年4月現在47カ国と欧州共同体が締結している)。

### ワシントン条約

野生動物植物の特定の種が過度の国際取引により絶滅の危機に瀕している事実を踏まえ、その国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、生息地における無秩序な採取捕獲を抑制し、絶滅のおそれのある野生動物植物の保護を図ることを目的としている。1973年3月、米国のワシントンで採択された。

### エコツーリズム

エコロジー(Ecology)とツーリズム(Tourism)を組み合わせた造語。動植物などの自然資源に恵まれた地域で、自然環境との共存を図りながら、自然観察を行ったり、先住民の生活や歴史を学んだりする滞在型の観光のあり方を目指すもの。